

提言書

令和7年5月

県立丹波並木道中央公園あり方検討会

目次

第1 はじめに	1
第2 検討会での検討	2
1 検討会設置の経緯	2
2 検討会の構成	2
3 主な検討事項	2
第3 検討結果	4
1 自然環境保全のあり方	4
(1)ゾーニング図の作成	4
(2)樹木伐採に係る合意形成(計画策定前段階)及び情報発信(工事着手前段階)のルール設定	7
2 活性化のあり方	7
(1)管理運営協議会等の拡充	7
(2)公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討	7
(3)「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」を導入する際のルール設定	7
(4)公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定	8
(5)情報共有マネジメントの検討	8
第4 今後の検討事項	9
1 自然環境保全のあり方	9
(1)ゾーニング図 B を継続して時点更新すること	9
2 活性化のあり方	9
(1)円卓会議の拡充及び公園のさらなる利用・参画を促す取組を検討すること	9
(2)情報共有マネジメントを検討すること	11
【参考資料1】県立丹波並木道中央公園あり方検討会委員名簿	12
【参考資料2】第1回～第4回県立丹波並木道中央公園あり方検討会委員意見・意見交換会での意見・提案	13
【参考資料3】検討に当たっての基本的な考え方(あり方検討会資料)	16

第1 はじめに

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり（「都市公園法運用指針（第7版）」令和6年12月国土交通省都市局より）、兵庫県には、兵庫県立都市公園条例に基づき、15公園が設置されている。

兵庫県では、令和3年度に行われた明石公園での樹木伐採や民間活力導入の検討に対し県民から多様な意見があったことを受け、令和4年に「県立都市公園のあり方検討会」を設置し、明石公園を含む3つの公園において、県立都市公園における「自然環境保全のあり方」と「活性化のあり方」の検討を行った。当検討会では、各公園の管理・運営等に係る合意形成ルールを策定するとともに、他の県立都市公園においても管理運営協議会等において、同様の検討を実施することが望ましいとの提言がなされた。

丹波並木道中央公園（以下「本公園」とする。）は、人と自然と文化が調和した地域づくりを目指す「丹波の森構想」の中核拠点として、「森づくりから森づかいへ」を基本コンセプトに、森の魅力と地域の人々が主体となる企画運営を重視した公園である。また、本公園の運営を円滑に進めるために、活動グループや関係機関などが参加する「丹波並木道中央公園森の円卓会議」（以下「円卓会議」とする。）を設置し、この円卓会議が本公園の管理運営協議会の役割を担っている。これらの特性を踏まえ、「県立丹波並木道中央公園あり方検討会」（以下「検討会」とする。）では、令和6年度から令和7年度にかけ、「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営基本方針」に基づき、本公園の自然環境保全及び活性化について検討し、検討結果や引き続き議論されることが望ましい内容を記した提言書としてとりまとめた。

今後、本公園においても、合意形成を図りながら公園の円滑な運営が行われることで、公園の多様な機能や役割が一層発揮され、公園利用者等（公園利用者に加え、NPO、行政、Park-PFI 事業者、周辺地域の関連事業者等を含む幅広い関係者を指す。以下同様。）の満足度向上をはじめとしたよりよい公園づくりが進むことを願う。

第2 検討会での検討

1 検討会設置の経緯

各県立都市公園では、「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受け、指定管理者公募予定年度の前年度を目途に、公園のあり方の検討を実施している。

本公園においては、新たに「県立丹波並木道中央公園あり方検討会」を設置し、「自然環境保全」や「活性化」についての検討を行い、地元住民や自治体、有識者など幅広い関係者の意見を聴取しながらとりまとめを行い、「円卓会議」に提言することとした。

2 検討会の構成

構成員は、本公園の自然環境保全や活性化、管理運営について長期的な視点から検討いただける方を選定した(検討会の委員名簿は参考資料1に掲載)。

なお、検討会は透明性の確保の観点から、原則として公開で開催するとともに、全ての配付資料に加え、発言者の氏名を含む議事録を本公園ホームページで公表している。

3 主な検討事項

各県立都市公園において検討すべき以下の事項について、本公園でも検討を実施した。各項目の詳細については検討結果と合わせて後述する。

【自然環境保全のあり方】

- (1)ゾーニング図の作成
- (2)樹木伐採に係る合意形成(計画策定前段階)のルール設定
- (3)樹木伐採に係る情報発信(工事着手前段階)のルール設定

【活性化のあり方】

- (1)管理運営協議会等の拡充
- (2)公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討
- (3)「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」¹を導入する際のルール設定
- (4)公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定
- (5)情報共有マネジメントの検討

検討会の開催状況については、計4回開催し、第1回、第2回ではあり方検討の協議に加え、現地視察や意見交換会を実施した。第3回においてあり方検討のとりまとめを行い、第4回において提言書をとりまとめた。

¹ 長期指定管理、Park-PFI 等の、民間事業者の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法

開催日及び検討内容の詳細は以下のとおりである。

【各回における主な検討事項】

回	開催日	検討内容
第1回	R6.10.25	・現地視察 ・あり方検討協議(管理運営基本方針が示す協議事項の提示)
第2回	R7.2.4	・意見交換会(公募により4名が参加) ・あり方検討協議(第1回の協議を踏まえた素案を協議)
第3回	R7.3.24	・あり方検討とりまとめ ・提言書骨子案について協議
第4回	R7.5.28	・提言書とりまとめ

第3 検討結果

1 自然環境保全のあり方

各県立都市公園において検討すべき事項(1)～(3)について、本公園での特性を踏まえて検討を行った結果を報告する。

なお、本公園の特性は以下のとおりである。

- 丹波地域は「丹波の森づくり」と呼ばれる地域資源を活かした住民主体の取組が進展しており、本公園はその中核施設であり、既存の活動への配慮が必要である。
- 間伐等の樹木伐採による樹林管理が想定されている公園である。

(1) ゾーニング図の作成

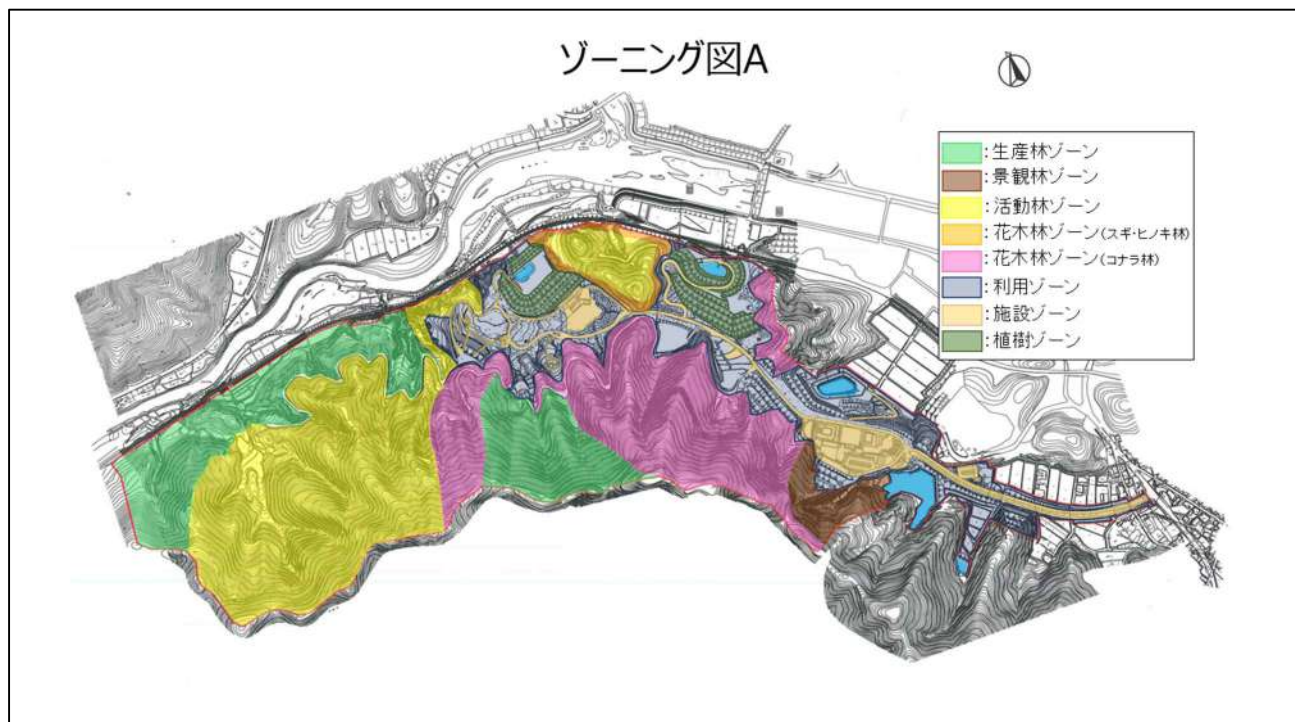
管理水準書で定める管理目標をもとに、樹木管理に係るゾーニング図 A、B を作成する。ゾーニング図 A、B の詳細等は以下のとおりである。

ただし、ゾーニング図 B については、今後継続して時点更新を行うことが必要なため、「第4 今後の検討事項」においても記載する。

【ゾーニング図A区分】

区分	現状	管理方針
生産林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐によりスギまたはヒノキを用林材として育成する。
景観林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐により、広葉樹の育成を行う。
活動林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐及び下刈を行い、林内に入りやすいよう整備する。
花木林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くスギまたはヒノキ林に転換する。
	コナラ林	・間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くコナラ林を維持する。
利用ゾーン	芝生広場・ 棚田・法面	・利用状況に応じた適切な樹木管理を行う。
施設ゾーン	人工構造物 遊具及び その周辺広場	・施設の機能維持を優先した樹木管理を行う。
植樹ゾーン	企業による 活動林	・企業と調整しながら、植樹の目的・趣旨に沿った樹林管理を行う。

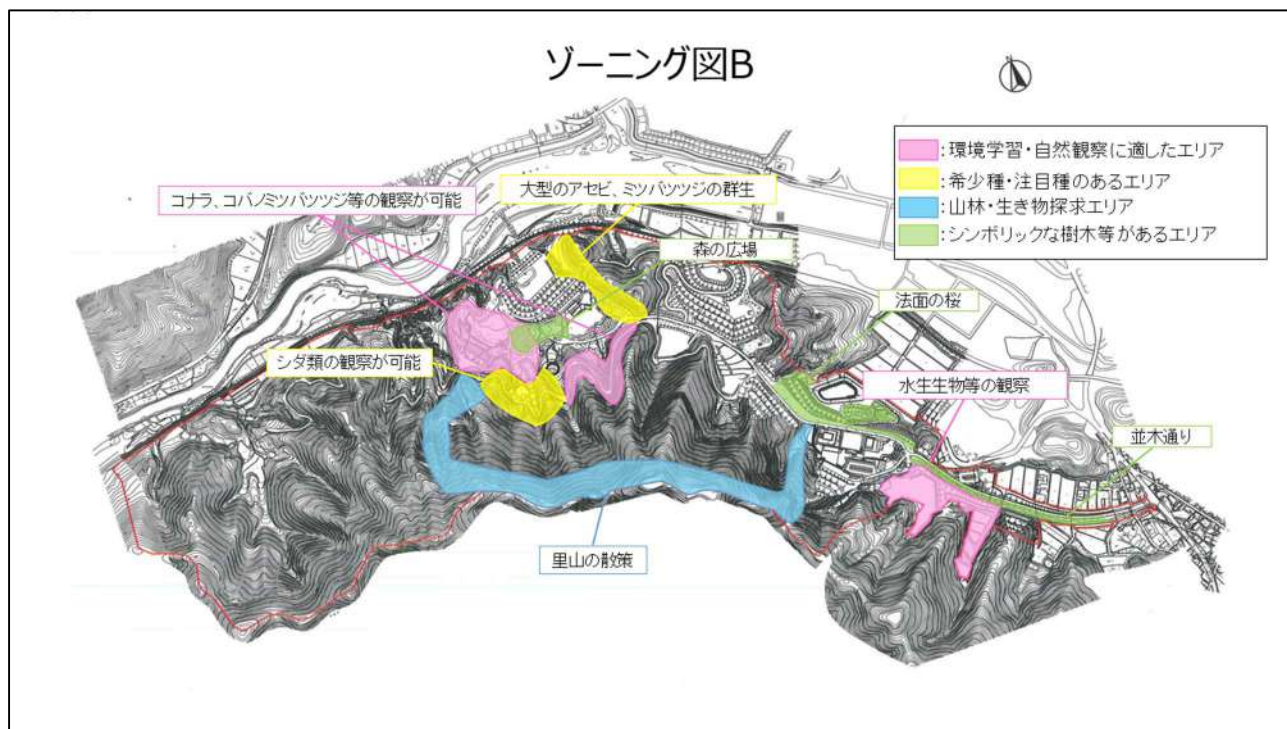
【ゾーニング図A】



【ゾーニング図B区分】

区分	内容	管理方針
環境学習・自然観察に適したエリア	棚田やため池で水生生物の観察ができる。	・生態系維持のため、魚釣り、放流などをさせないように注意喚起を行う。 ・棚田等を観察しやすいように、草刈りなどを行い、立ち入りやすい状態を維持する。
	コナラやコバノミツバツツジが自生しており、丹波の里山の植生が学べる。	・管理水準書に基づき適切に管理する。
希少種・注目種のあるエリア	大型のアセビやコバノミツバツツジの群生が見られる。	同上
	狭いエリアで複数種のシダ植物を観察できる。	・既存の植物を保護するため、草刈りはなるべく控える。
山林・生き物探求エリア	生産林と花木林が交じり合う里山を散策できる。	・管理水準書に基づき適切に管理する。
シンボリックな樹木等があるエリア	・公園入口付近の並木道 ・森の広場 ・法面の桜	・現状を維持する。 ・管理上やむを得ず現況を変更する場合は事前に円卓会議に報告・相談する。

【ゾーニング図B】



（２）樹木伐採に係る合意形成（計画策定前段階）及び情報発信（工事着手前段階）のルール設定

樹木伐採に係る合意形成は、今後必要に応じて円卓会議において協議のうえ、ルールを設定する。

また、樹木伐採に係る情報発信は、年度末の円卓会議において次年度の伐採計画等を事前に説明する。ただし、樹木伐採に係る合意形成と同様、今後必要に応じて円卓会議において協議のうえ、ルールを設定する。

２ 活性化のあり方

各県立都市公園において検討すべき事項(1)～(5)について、本公園での検討結果を報告する。

（１）管理運営協議会等（円卓会議）の拡充

公園の管理運営に対する公園利用者の参画機会をさらに拡充するための取組についての検討や、公園利用者等からの提案のヒアリングや公園管理へのさらなる参画を促す仕組みの設定が必要である。今後も引き続き検討が必要なため、「第4 今後の検討事項」においても記載する。

（２）公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討

公園の持つ役割や特性を考慮した公園のさらなる利用を促す取組や仕組みの検討、ならびに公園の実情に応じて公園管理に公園利用者等が企画・行動する仕組みについての検討が必要である。今後も引き続き検討が必要なため、「第4 今後の検討事項」においても記載する。

（３）「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」を導入する際のルール設定

県の基本方針は、県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現すること、及び、その導入に向けて、適宜情報発信や円卓会議等へ報告を行い、県民への理解を求めることである。

新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)を導入する際のルールについては、県が中心となって協議するとしたうえで、事業者公募までの具体的な進め方やルールを以下のとおり設定する。

【事業者公募までの具体的な進め方】

区 分	具体的手法
広く情報発信	記者発表、園内のポスター掲示、チラシ配布、HP への掲載
円卓会議等へ説明	円卓会議には情報発信後に説明を行い、必要に応じて意見を伺う
意見聴取	公園利用者等からの意見聴取

【各段階における手続きの設定】

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●	●	●	●
円卓会議等へ説明	●	●	●		●
意見聴取		●	●		

ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、協議の場で合意形成を図る

(4) 公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定

公園施設の新設や改廃等に関する合意形成・情報発信のルールについて、県が中心となって協議するとし、以下の表のとおり設定し、公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

なお、円卓会議等において施設改修等の方針が既に合意されている場合は、改めての説明や意見聴取は不要とする。

【合意形成・情報発信のルールの設定】

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、廃止、用途の変更
円卓会議等への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○ (1か月前から)	○ (3か月前から)
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP 等を通じた意見聴取など)	—	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。

※2 ゾーニング図 A の変更(ゾーン変更)を伴う場合には、円卓会議等において合意形成を図る。

(5) 情報共有マネジメントの検討

公園に関する情報の公園利用者等との共有について、意見収集と情報伝達の両面から、本公園の特性に応じた効果的な対策が必要である。今後も引き続き検討が必要なため、「第4 今後の検討事項」においても記載する。

第4 今後の検討事項

4回にわたる検討会の中で、自然環境保全においてはゾーニング図Aの作成や、樹木伐採に係る合意形成・情報発信のルール設定、活性化においては「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」を導入する際のルール設定等について検討結果が得られた。

一方、今後引き続き検討が必要と考えられた検討事項については、以下のとおりである。

1 自然環境保全のあり方

(1) ゾーニング図Bを継続して時点更新すること

検討会において、個別に配慮・留意すべき対象について、区分や管理方針を設定したゾーニング図Bを作成し、指定管理者がこの図を公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かすこととした。

しかし、検討会において、恐竜を活かした取組を行うエリアの設定について提案があり、当エリアが追加で設定される可能性があるほか、自然環境にはそれ自体の希少性に限定されない多様な価値があり、今後、個別に配慮・留意すべき対象が新たに加わる等の可能性があることから、ゾーニング図Bは、円卓会議で引き続き検討を行い、更新していくこととする。

2 活性化のあり方

(1) 円卓会議の拡充及び公園のさらなる利用・参画を促す取組を検討すること

「県立都市公園のあり方検討会」の提言書において、管理運営協議会等の目指すべき姿は「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」と示されている。

検討会及び意見交換会において、以下の表のような多様な意見・提案があった(各回の意見・提案については参考資料2に掲載)。これらの意見・提案を単なる要望で終わらせるのではなく、実現に向けて検討するためには、公園管理運営への利用者の参画機会の拡充のほか、公園のさらなる利用・参画を促す取組を引き続き検討する必要がある。

なお、本公園は、丹波の森創造プランにおける活動拠点の一つであり、丹波地域の豊かな自然や文化を大切にしたい地域づくりの役割を担うこと、丹波地域におけるサイクルツーリズムを推進するため、「兵庫丹波チャレンジ200」の拠点施設としてサイクルステーションが整備されていること、丹波地域恐竜化石フィールドミュージアムのコア施設である「太古の生きもの館」を有し、貴重な化石が見られることといった特性を持ち合わせている。公園のさらなる利用・参画を促す取組を検討する際は、本公園の役割や特性を考慮する必要がある。

① 円卓会議の拡充

公園の管理運営に公園利用者の参画機会を拡充するためには、円卓会議のメンバー構成の検討、誰もが意見を出せる仕組みづくり、公園に係る活動への参画を促す仕

組みづくりが必要である。

② 公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討

公園ボランティア活動の見える化、伐採作業や伐採木を活用したワークショップの実施、実施可能なイベント等の相談ができる窓口の明示、パークコーディネーターの配置等、公園の持つ役割や特性を考慮し、公園の実情に応じて公園管理に公園利用者等が企画・行動できる仕組みの検討が必要である。

【第1～4回あり方検討会での委員意見及び意見交換会における主な意見・提案】

区別	意見
新たな仕組みの検討	・明石公園の「みんなの未来ミーティング」のような、誰もが自由に参加でき、意見交換や園内事業の進捗が確認できる仕組みの検討 ・施設や地域全体の活性化の担い手となる可能性がある人々と、一緒に考え、実現を目指す仕組みの検討
園内施設の有効活用及び新規施設の設置	・田漬池を活かせる取組の実施 ・希少種の配慮も考慮したビオトープの拡充・再整備 ・遊具までの間に休憩所やベンチの設置 ・全天候型の施設や健康器具の設置 ・誘客効果を持つ施設(電車から見える位置に設置された滑り台等)の整備 ・かやぶき民家を活用した星の観察会や盆栽展の実施 ・見晴らしベンチの下の広場を活用したフェス等の誘客イベントの実施 ・園内駐車場を貸し出し、レンタサイクルの利用促進につなげる取組 ・サイクルステーション内の施設を自転車利用者以外にも開放 ・マウンテンバイクコースとして未開園ゾーンの活用
園内イベントの充実	・マルシェ等の回数の増加 ・自然環境に興味を持つような取組 ・木工ハウス付近でのキャンプ ・自転車の最新モデル試乗会 ・兵庫丹波チャレンジ 200 に合わせた宿泊者向けの利用を促進する取組 ・公園の奥まで足を運びたい取組
園外施設等との連携	・本公園に関するアンケートの園外施設での実施 ・公園周辺の農地にログハウスを設置し、滞在型農業の実施 ・精明園跡地の有効活用(住宅分譲地、ドッグラン、カフェ等) ・篠山川付近で化石等を絡めた学習活動の実施
その他	・丹波篠山市ならではの特色や強み、問題点等を反映した公園づくり(地域のイベントや取組との連携) ・地域活性化につながる取組の検討(公園に都会の人と丹波との関りをもたらすプロモーション、人口増加につながる取組) ・さらに化石にフォーカスした公園づくり ・学びと遊びを1か所で行える場としての公園づくり ・地元産木材を使った地産地消の取組の実施

(2) 情報共有マネジメントを検討すること

公園に関する情報について、公園利用者等とどのように共有するのか、意見収集と情報伝達の両面から整理したうえで、本公園の特性に応じた効果的な対策を引き続き検討することが必要である。

① 意見収集

- ・利用者の多様な声を平常時から集める方法の検討
- ・障がいのある方、子育て世帯等、声を届けにくい利用者の声を集める方法の検討

② 情報伝達

- ・効果的な情報伝達の方法の検討

なお、本公園における主な情報伝達方法の現状は以下のとおりである。

【本公園における主な情報伝達方法】

区分		具体例	実績等
プッシュ型 (能動的)	アナログ	新聞記事・広報誌	市広報誌等にイベント情報や公園HPリンク先等を掲載
	デジタル	Instagram、Facebook、YouTube	Facebook (フォロワー数613人) ※ Instagram (フォロワー数1,326人) ※ X (フォロワー数940人) ※ YouTube (登録者3人) ※
プル型 (受動的)	アナログ	窓口	随時対応
	デジタル	HPへのアクセス	イベント情報を適宜掲載
プッシュ・プル双方の特性を持つ媒体		PARKFUL (公園アプリ)	投稿1件、ビュー439※ ※R7.3月10日時点

【参考資料1】

県立丹波並木道中央公園あり方検討会 委員名簿

分野	氏名	所属等	備考
有識者	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授	会長
利用者	奥岸 明彦	丹波篠山市太古の生きもの館 化石保護技術員	
	角谷 慶治	篠山自然の会 会長	円卓会議委員
	北川 敦雄	丹波篠山市観光協会 事務局長	
	北川 美佳	たんなん子育てふれあいセンター 子育てアドバイザー	
	谷垣 友里	一般社団法人ROOT 代表理事	円卓会議委員

【参考資料2】

第1～4回県立丹波並木道中央公園あり方検討会委員意見・意見交換会での意見・提案

区別	意見
新たな仕組みの検討	・明石公園のみんなのみらいミーティングのように、自由に意見が出せたり、園内事業の進捗を確認できる仕組みがあってもよいのではないか。 ・明石公園のみんなのみらいミーティングのように、アイデアをもち、活動主体となれそうな方が自由に参画できる場を定期的に設けても良いのではないか。 ・公園で何かしたい人の意見を円卓会議にかけてどんどん実現していく仕組みを設けるのが今どきのやり方ではないかと考える。 ・施設や地域全体の活性化の担い手となる可能性がある人々と、一緒に考え、実現へとつながる仕組みがあればよい。ただ管理事務所等の負担が大きいと継続は難しい。 ・利用、参画を促す取組についてはもう少し議論がいるかもしれない。情報共有マネジメントと合わせ、公園でやりたいことを実現するための仕組みを検討することで課題が見えるかもしれない。 ・他公園のあり方検討の協議結果について情報共有できる仕組みがあればよい。
園内施設の有効活用及び新規施設の設置	・田漬池を活かせる取組があればよいのではないか。 ・ビオトープを拡充する等の取組があり得るのではないか。 ・希少種への配慮としてビオトープの再整備を実施してはどうか。 ・恐竜遊具については非常に評判がよいのでより大きなものを求める声がある。 ・遊具までの間に休憩所やベンチがほしいという意見があり、こういった施設があれば子連れの方が公園に足が運ぶようになると思う。 ・高齢の利用者が多く、健康器具などを置いてほしいという声をよく聞く。 ・雨の日も遊べる全天候型の施設や、恐竜や自然が学べるものがあればよい。本公園はきちんと整備されているので、自然に触れるきっかけを提供する場になればよい。 ・青山池に向かって滑り台を作れば、電車からもよく見えるため誘客効果があるのではないか。 ・古民家を活用した星の観察会や盆栽展を実施してはどうか。 ・見晴らしベンチの下の広場があまり活用されていないので、フェス等の誘客イベントを実施してはどうか。 ・道が混雑する時期は公園で車を受け入れ、レンタサイクルで観光するような仕組みがあると、話題作りにもなりよいのではないか。 ・サイクルステーションのシャワーを使う時に管理棟までコインを取りに行くのが手間という声を聞く。 ・公園で遊んで汚れた子ども等がシャワーを浴びたり、施設内で親子連れがお弁当を食べる等、サイクルステーションを自転車利用者以外も利用できるよう

区別	意見
	になると利用が増えるのではないかな。 ・未開園ゾーン等もマウンテンバイクのコースとして活用することはあり得るのではないかな。
園内イベントの充実	・マルシェ等の回数を増やしリピーターを増やすことが考えられる。 ・園内で自然に関心を持つような仕掛けが出来ればよいのではないかな。 ・木工ハウス付近で組数を限定し、キャンプを実施してはどうか。 ・アワイチ(淡路島一周サイクリングルートの略)等の有名なコースになかなか勝てないので、単発イベントとしてメーカーに声掛けをして最新モデルの試乗を行うなどしてはどうか。 ・兵庫丹波チャレンジ200を一日で走り切れる人は少ないので、宿泊者向けの利用を促進する仕組みがあってもよいのではないかな。 ・公園の魅力が十分に発信できていない。公園に足を運んでもらえる工夫に加え、公園の奥にまで足が向くような工夫があればよい。
園外施設等との連携	・公園に係るアンケートを園外の施設と連携して集めるということもあり得るのではないかな。 ・古民家の北東にある農地付近にログハウスを建て、滞在型農業ができる仕組みを作ってはどうか。 ・精明園跡地に住宅分譲地を作ってはどうか。 ・精明園跡地をドッグランやカフェのような形で利用することもあり得るのではないかな。 ・公園区域外ではあるが、本公園の隣を流れる篠山川付近で化石等を絡めた様々な学習活動の実施も考えられる。県が管理する河川なので公園と連携できれば、活動の幅が広がる。市や他団体との連携も意識すべきである。
その他	・当協議会で検討した内容を確実に引き継ぐことや丹波篠山市などに共有する必要がある。 ・観光客等に対してこの公園がどのような役割を担っていくかは大きなテーマと考える。 ・本公園には都市農村交流といった役割があるため、都会の人等と丹波との関りをもたらすプロモーションの役割が求められるかもしれない。 ・公園の位置づけに地域活性化が明記されているため、公園だけでなく地域の活性化も睨んだ議論を進めることもありえるのではないかな。 ・行事等が縮小される傾向にあるため、こういった流れを止めるために人口を増やす取組を検討すべき。 ・もう少し化石にフォーカスした公園にしても良いのではないかと考える。 ・学びや遊び等を一個所で行える場所があればよいという意見が多い。公園がそのような場所になればよいと考える。 ・住宅分譲地やログハウスの建材に地元産木材を使えば地産地消の取組ができるのではないかな。 ・丹波篠山市ならではの特色や強み、問題点等が反映されたものになっていない。実際のイベントや地域の取組(篠山国際博や桜まつり等)での本公園の立

区別	意見
	ち位置を理解し、どういった公園を目指すのかについて整理することが重要である。 ・黒豆や篠山茶等の食に関するものをPRすることで、丹波篠山市ならではの特色を出すことができ得る。 ・恐竜も丹波篠山市ならではの特色を出す手法の1つである。 ・丹波篠山に梅を案内できるエリアがあればよい。本公園には何本か植えられているので、問い合わせがあった際には案内している。 ・コバノミツバツツジは本公園で誇れる植物の1つと認識している。

【参考資料 3】

検討に当たっての基本的な考え方(あり方検討会資料)

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】

令和7年5月28日
兵庫県まちづくり部公園緑地課

検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(丹波並木道中央公園)



【あり方検討全体会での課題】

- ①樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。
- ②樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。
- ③樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

【各県立都市公園での検討事項】

- ①利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**
(園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表)
- ②樹木伐採に係る**合意形成のルール**の作成
(樹木伐採実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取を実施)
- ③樹木伐採に係る**情報発信のルール**の作成
(樹木伐採実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知を実施)

【丹波並木道中央公園の現状】

- ①樹木管理については管理水準書に管理目標毎の区域分けがなされた図面や、具体的な管理内容が整理されているが、個別に配慮すべき対象等は整理されていない。
- ②③樹木伐採に係る合意形成ルール、情報発信ルールの整理がなされていない。

■留意すべき点■

- ・丹波地域では、「丹波の森宣言」（1988）以降、「丹波の森づくり」と呼ばれる地域資源を活かした住民主体の様々な取り組みが進展。当公園はその中核施設の一つであり、既存の活動への配慮が必要な点。
- ・もともと樹木伐採、利用がある程度想定されている公園である点。



（１）ゾーニング図の作成について

- ・樹木管理に係るゾーニングは、管理水準書で定める樹木管理目標に応じたゾーニングをベースに整理する（ゾーニング図A）。
- ・個別に配慮する必要がある対象については、スポット的に図示する（ゾーニング図B）。

○樹木管理に係るゾーニング区分（案）（ゾーニング図A）

区分	現状	管理方針
生産林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐によりスギまたはヒノキを用材林として育成する。
景観林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐により、広葉樹の育成を行う。
活動林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐及び下刈を行い、林内に入りやすいよう整備する。
花木林ゾーン	スギ・ヒノキ林	・間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くスギまたはヒノキ林に転換する。
	コナラ林	・間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くコナラ林を維持する。
利用ゾーン	芝生広場・棚田・法面	・利用状況に応じた適切な樹木管理を行う。
施設ゾーン	人工構造物 遊具及びその周辺広場	・施設の機能維持を優先した樹木管理を行う。
植樹ゾーン	企業による活動林	・企業と調整しながら、植樹の目的・趣旨に沿った樹林管理を行う。

2



■ 個別に配慮すべき対象について

- ・個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- ・指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かす。
- ・図は、森の円卓会議等において継続して時点更新を行う。

背景

- ・自然環境には、それ自体の希少性に限定されない、多様な価値がある。
- ・自然環境の保全・保護に当たっては、面的な対応だけでなく、スポット的な対応が必要となる。

○個別に配慮すべき対象に係るゾーニング区分（案）（ゾーニング図B）

区分	内容	管理の方針
環境学習・自然観察に適したエリア	・棚田やため池で水生生物の観察ができる。	・生態系維持のため、魚釣り、放流などをさせないように注意喚起を行う。
	・コナラやコバノミツバツツジが自生しており、丹波の里山の植生が学べる。	・棚田等を観察しやすいように、草刈りなどを行い、立ち入りやすい状態を維持する。
希少種・注目種のあるエリア	・大型のアセビやコバノミツバツツジの群生が見られる。	・管理水準書に基づき適切に管理する。
	・狭いエリアで複数種のシダ植物を観察できる。	同上
山林・生き物探求エリア	・生産林と花木林が交じり合う里山を散策できる。	・既存の植物を保護するため、草刈りはなるべく控える。
シンボリックな樹木等があるエリア	・生産林と花木林が交じり合う里山を散策できる。	・管理水準書に基づき適切に管理する。
	・公園入口付近の並木道 ・森の広場 ・法面の桜	・現状を維持する。 ・管理上やむを得ず現況を変更する場合は事前に森の円卓会議に報告・相談する。

検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】（丹波並木道中央公園）



○その他の樹木管理手法

※【管理水準書より引用】

高木剪定	自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上剪定が必要なもののみにについて行う。
中低木剪定	植樹目的にあわせた管理を実施する。花木は樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣はその設置目的に応じた剪定を行う。
施肥	高木であれば元肥、中低木及び花木においては樹木の生長に必要な養分のほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。
病虫害防除	巡視による早期発見につとめ、農薬の使用は極力抑える。病虫害発生時はスポット的な散布等により早急に対応する。
枯損木処理	周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。

【丹波並木道中央公園での対応（案）】

- 基本的には、**丹波並木道中央公園の樹木管理方針等を尊重し、管理水準書に基づいた管理を、現行と同様の方法で実施する。**ただし、以下の点については今後新たに対応するものとする。
 - ・個別に配慮すべき対象は、別途ゾーニング図Bを作成し、今後の公園管理で活用する。
 - ・樹木伐採に係る情報発信は、年度末の森の円卓会議において次年度の伐採計画等を事前に説明する。
- 今後**必要に応じて、森の円卓会議において協議のうえ、ルールを設定する。**

4

検討に当たっての基本的な考え方 【活性化】

令和7年5月28日
兵庫県まちづくり部公園緑地課

【参考】県立都市公園における活性化に関する基本的な考え方



○課題に応じて対応を実施

【課題】	【課題への対応(検討事項)】
課題① ○公園利用者等*が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い。	対応① ○ 管理運営協議会等を設置・拡充 (公園の管理運営に係る利用者参画機会を拡充)
課題② ○ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分。 ○間伐や景観確保のための樹木伐採など公園の管理に関する理解が十分でない。	対応② ○ 公園のさらなる利用を促す取組を検討 ○ 公園管理に公園利用者等が参画するための仕組みを検討
課題③ ○「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分。	対応③ ○「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への 情報発信や意見聴取のルールを作成 (制度に関する説明や公募内容に関する意見聴取を実施)
課題④ ○老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確。	対応④ ○ 施設の新設や改廃等の合意形成のルールを作成 (施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取を実施)
課題⑤ ○公園管理に関する重要な要素である情報共有マネジメントが不十分。	対応⑤ ○ 意見収集と情報伝達の両面から整理し、対策を検討

※「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者

検討にあたっての基本的な考え方【活性化】(丹波並木道中央公園)



【検討事項①】管理運営協議会等の拡充

- 公園の管理運営について、公園利用者の参画機会をさらに拡充するため、当公園の管理運営協議会に当たる「森の円卓会議」の取組について検討する。
- 公園利用者等からの提案ヒアリングや公園管理へのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

【管理運営協議会等の目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場
- 各人のもつそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場

今後の取組(案)	具体例
メンバー構成の検討	○幅広い参画を実現するため、地域で活動する市民団体等へ管理運営協議会への参加の呼びかけを実施
誰もが意見を出せる仕組みづくり	○会議における議論をマネジメントする基本ルールの設定 ○子育て世代が参加しやすい日時やオンラインによる会議の開催 ○公園利用者等からの提案型企画等を促す取組の強化（相談窓口の明示や利用者が提案しやすい仕組みの創設） ○公園利用者と公園についての意見交換等を行う場の検討
公園に係る活動への参画を促す仕組みづくり	○多様な主体による園内活動の見える化（SNS等を使った積極的な情報発信や活動の記録手段としてのHPの活用 等）

2

検討にあたっての基本的な考え方【活性化】（丹波並木道中央公園）



【検討事項②】公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討

- ・公園の持つ役割や特性を考慮し、公園のさらなる利用を促す取組・仕組みを検討する。
- ・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者等が企画・行動する仕組みを検討する。

<取組・仕組みの例>

- 公園ボランティア活動の見える化（SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用 等）
- 伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施
- 公園内で実施可能なイベント等の相談ができる窓口の明示
- 市民が公園を使いこなすための伴走支援を行うパークコーディネーターの配置

※(参考)各公園における取組の実例

- 誰もが自由に参加し、意見を述べられる場「明石公園みんなの未来ミーティング」の創設（明石公園）
- 新たなイベントを呼び込み、既存事業との相乗効果を発揮するための意見交換会などの仕組みについて検討（播磨中央公園）
- 公園利用者等へのヒアリングや学校等に訪問して公園に対する要望を聞き取る等の取組について検討（赤穂海浜公園）
- 公園利用者、管理者双方が公園の情報をリアルタイムで共有することのできるアプリPARKFULの積極的な活用

3

検討にあたっての基本的な考え方【活性化】（丹波並木道中央公園）



【参考】丹波並木道中央公園の取組実例・地域における位置づけ、役割

■ 丹波並木道中央公園における取組実例

- ・なみきみち恐竜化石パーク（「丹波地域恐竜化石フィールドミュージアムコア施設」ならではの独自の取組を実施）
- ・なみきみちまつり（周辺のまちづくり協議会と協力し、秋の収穫時期に大規模な食イベントを実施）
- ・兵庫丹波チャレンジ200関連事業（県が行うスポーツサイクル人口の増加に向けた施策への協力）
- ・森の工房（間伐材の端材等を素材に来園者が自由に工作や作品作りができる「自由工作教室」を設置）
- ・ギャラリーかやぶき民家（かやぶき民家を会場とした木工教室の展示・販売会を実施）

■ 考慮すべき主な公園の役割、機能

○ 丹波の森創造プランにおける活動拠点

⇒ 丹波地域全体を「丹波の森」と位置づけ、豊かな自然や文化を大切にした地域づくりを進めており、この取組をまとめた「丹波の森創造プラン」において、活動拠点の一つとして明記されている。

○ 兵庫丹波チャレンジ200の拠点

⇒ 丹波地域におけるサイクルツーリズム推進のため設定された、全長200kmのサイクリングモデルコース「兵庫丹波チャレンジ200」の拠点施設として公園内にサイクルステーションが整備された。

○ 丹波地域恐竜化石フィールドミュージアムのコア施設（太古の生きものの館）

⇒ 貴重な化石が見られる地層が身近に存在する希少な地域のため、地域全体を野外博物館と位置づけており、丹波並木道中央公園の「太古の生きものの館」と丹波市の「丹波恐竜化石工房ちーたんの館」がこのコア施設と位置付けられている。

4

検討にあたっての基本的な考え方【活性化】（丹波並木道中央公園）



【検討事項③】「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※を導入する際のルール設定

・導入に向けた各段階における、県民への情報発信や意見聴取等の手続きを設定する（**県が中心となって協議**）。

※長期指定管理、Park-PFI等の、民間事業者の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法

○県の基本方針

- 県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- 導入に向けて、適宜情報発信や森の円卓会議等へ報告を行い、県民への理解を求める。

＜事業者公募までの具体的な進め方(案)＞

導入に向けた各段階において、県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表、園内のポスター掲示、チラシ配布、HPへの掲載
森の円卓会議等へ説明	○森の円卓会議には情報発信後に説明を行い、必要に応じて意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

＜各段階における手続きの設定＞

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●	●	●	●
森の円卓会議等へ説明	●	●	●		●
意見聴取		●	●		

ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、協議の場で合意形成を図る

5

検討にあたっての基本的な考え方【活性化】（丹波並木道中央公園）



【検討事項④】公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定

- ・公園施設の新設や改廃等に関する合意形成・情報発信のルールを設定する（**県が中心となって協議**）。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。
- ・森の円卓会議等において施設改修等の方針が既に合意されている場合は、改めての説明や意見聴取は不要とする。

＜合意形成・情報発信のルール設定＞

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、廃止、用途の変更
森の円卓会議等への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。

※2 ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、森の円卓会議等において合意形成を図る。

6

検討にあたっての基本的な考え方【活性化】（丹波並木道中央公園）



【検討事項⑤】情報共有マネジメントの検討

・公園に関する情報について、公園利用者等とどのように共有するのか、**意見収集と情報伝達**の両面から整理したうえで、本公園の特性に応じた効果的な対策を検討する。

■意見収集

- 利用者の多様な声を平常時から集める方法について検討
- 障がいのある方、子育て世帯等、声を届けにくい利用者の声を集める方法について検討

＜具体的な対策(例)＞

- 公園利用者等への定期的なヒアリングの場の設置
- 管理運営協議会として、学校等を訪問し、公園に対する要望等を聞き取る
- 公園以外の場所（子育て支援施設、観光施設 等）で公園についてのアンケートを取る 等

■情報伝達

- 効果的な情報伝達の方法について検討し、日常的な公園の管理運営に生かす。

＜丹波並木道中央公園における主な情報伝達方法＞

区分		具体例	実績等
プッシュ型 (能動的)	アナログ	新聞記事・広報誌	市広報誌等にイベント情報や公園HPリンク先等を掲載
	デジタル	Instagram、Facebook、YouTube	Facebook(フォロワー数613人)※ Instagram(フォロワー数1,326人)※ X(フォロワー数940人)※ YouTube(登録者3人)※
プル型 (受動的)	アナログ	窓口	随時対応
	デジタル	HPへのアクセス	イベント情報を適宜掲載
プッシュ・プル双方の特性を持つ媒体		PARKFUL(公園アプリ)	投稿1件、ビュー439※

※R7.3月10日時点

7